

## ★令和2年度採用職員の勤務条件の概要

### 1. 採用者数・採用年月日・配属先

- (1) 採用者数 2人  
 (1) 採用年月日 令和2年6月1日  
 (2) 配属先 社会福祉法人江別市社会福祉協議会  
 江別市錦町14番地87 江別市総合社会福祉センター内  
 TEL011-385-1234

### 2. 職種・職務内容

- (1) 職種 事務職  
 (2) 職務内容 採用者は下記の①か②を中心に従事します。  
 ①相談支援業務（生活困窮者自立支援制度上の業務）  
 生活困窮者などの日常生活全般（就労、家計管理なども含む）の困りごとに関する相談支援業務  
 ②生活支援コーディネーター業務（介護保険制度上の生活支援体制整備事業の業務）  
 高齢者に係る日常生活上の地域課題やニーズを把握し、地域資源や人材をネットワーク化することで、新たな課題解決機能を創出する業務  
 ＊その他電話・来客対応、公用車による利用者・市民との連絡調整、パソコンでワード、エクセル他各種ソフトも操作あり。

### 3. 給与（当協議会規程に基づきます）

- (1) 給料 学歴別に初任給が決まっており、職歴により加算があります。

学歴	新卒の初任給	福祉系の事業所に10年間勤務後の初任給	備考
大学卒	165,900円	223,800円	職歴加算は、社会福祉士の資格取得年月以降の職歴をにより行います。
短期大学卒	152,800円	213,900円	
専門学校卒の場合の初任給は、修業年限により決定します。			

- (2) 昇給 年1回（毎年度1月）あり。

- (3) 手当 当協議会規程に基づく要件に該当した場合、時間外勤務手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、寒冷地手当を支給。また、6月と12月に期末・勤勉手当を支給

期末・勤勉手当支給月	正規の支給割合	備考
6月	2.25ヵ月	・令和2年度に限り6月支給は左記支給割合は、0.4375ヵ月です。 ・令和3年度から正規の支給割合になります。
12月	2.25ヵ月	
計	4.5ヵ月	

(4) 給料支給日 原則として、毎月21日(土日、祝日の場合は、前日、または、前々日)

4. 加入保険など 健康・厚生年金・雇用・労災及び当協議会職員福利厚生会に加入

#### 5. 加入退職金共済制度

当協議会規程に基づき、一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会及び独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の退職金共済制度に加入

6. 休日 土・日曜日、祝日、年末年始は休日、但し、行事開催などの関係で早朝、休日出勤が年間数日あり

7. 勤務時間 午前8時45分～午後5時15分

8. 休憩時間 午後0時15分～午後1時(45分間休憩)

\*時間外勤務をする場合、午後5時15分～30分(15分)が休憩時間

9. 休暇 年次有給休暇基本日数は17日(令和3年度からは20日)で翌年度への繰越制度及びその他夏期休暇(有給)、健康増進休暇(有給)及び忌引休暇(有給)などあり

10. 健康診断 年1回実施(オプション検査を除き、全額事業主負担)

#### 11. その他

(1) 当協議会事務局職員数は現在17人

(2) 定年は満60歳、定年後満65歳までの再雇用制度あり

(3) 業務に起因する利用者などの事故・ケガに備え、賠償・傷害保険に加入

(4) 勤務中に知り得た個人情報については、部外秘(退職後についても同様とする)

(5) 採用した職員からは税や社会保険手続のため社会保障・税番号(マイナンバー)を取得

(6) 6月～9月は、夏季軽装(ノーネクタイ、ノー上着)実施

(7) タイムカード方式による出勤・退勤時間管理

(8) 採用後当面は、2に記載する職務を中心に従事いただきますが、その後異動により各種地域福祉事業・サービスや法人運営にも従事いただく予定です。